

# 学習支援事業業務委託仕様書

## 1 業務の目的

生活困窮者自立支援法（平成25年12月13日法律第105号）に基づき、生活困窮世帯（生活保護被保護世帯を含む）の小学生、中学生及び高校生の学力を向上させ、高校進学支援及び高校中退防止を図ることで、貧困の連鎖を防ぐことを目的とする。また、あわせて不登校の生徒が将来的なひきこもりによる貧困を未然に防ぐこと目的とする。

## 2 履行期間

令和6年10月1日～令和9年3月31日

## 3 対象者

生活保護被保護世帯、就学援助世帯、市が生活困窮世帯と判断し、学習支援事業の利用を決定した小学生、中学生及び高校生とする。

## 4 事業内容

- (1)学習教室に対象者を通所させ、学習指導及び学習意欲を継続させるための面接を行う。
- (2)学習教室に通所することが困難な対象者は、対象者の自宅等での学習指導及び学習意欲を継続させるための面接を行う。
- (3)対象者が学習支援を受けられる家庭環境の確認や相談のために家庭訪問を必要に応じて行う。
- (4)不登校の対象者を中心とした、将来的なひきこもりを防ぐため、訪問、相談を行い、対象者の要望に沿った学習支援、外出支援、イベントへの誘い掛けなどを行う。

## 5 対象人員（見込み）

年間利用総数（実人数）：小学生20人、中学生30人、高校生20人

1回あたりの参加人数：小学生10人、中学生10人、高校生10人

※今後の社会情勢等により利用総数などが変動することもあるが、双方の協議の上で柔軟に対応・実施することとする。

## 6 事業の実施場所

志木市内に1ヶ所、学習教室を確保すること。（学習教室に通所することが困難な対象者は、この限りではない。）

また、不登校・ひきこもりの生徒を対象とした事業として、対象者（保護者を含む）個々に外出の機会を月2回程度設ける支援を行うこと。なお、実施場所は対象者（保護者を含む）の要望に応じた場所とし、事業者が確保すること。

#### 7 事業実施回数及び時間

小学生・・・週1回：各回午後6時から午後8時まで

中学生・・・週1回：各回午後6時から午後8時まで

高校生・・・週1回：各回午後6時から午後8時まで

上記以外に4ヶ月に1回（各学期1回）以上、全ての対象者に対し、学習・進学相談を行い、必要であれば家庭訪問も行う。

実施回数は参加人数により複数回開催することができるものとする。

不登校・ひきこもりを対象とした事業・・・対象者個々に外出の機会を月2回程度設ける。また、年に2回全対象者に向けたイベントを行う。

#### 8 指導体制

学習指導は原則対象者2名に対し学習指導員1名とし、他に学習指導員の統括及び対象者面接のために学習支援員を置くこと。

※学習支援員は、以下のいずれかの資格を有し、かつ相談支援や生徒指導経験を有するものとする。

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

ウ 教員免許

エ 社会教育主事

オ その他、アからエと同等以上の能力を有していると認められる資格

※学習指導員についても、十分な指導能力を有する者を確保すること。

#### 9 その他

- ・参加対象者数の状況や小中高生の構成割合により、対象者に週1回の学習機会を確保しつつ、柔軟な実施方法での運営を行うこと。
- ・学習教材は対象者の持ち込むもの（学校で使用する教科書や副教材等）を使用することとする。
- ・偶数月の最終木曜日の午前10時から正午には、学習支援連絡会に出席し、事業者、志木市福祉事務所、志木市教育サポートセンター等と会議を行う。なお、日時の変更は協議の上、調整することができるものとする。
- ・毎月、定例報告書や保護変更申請書等の報告書類を作成し、志木市福祉事

務所へ提出することとする。

- 毎年度、事業実績報告書を作成し、志木市福祉事務所へ提出することとする。
- 生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法に、何らかの改正がなされた場合、双方の協議の上、柔軟に対応・実施することとする。